

獵区における狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の変更について

1. 関係条文

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

第2条第5項

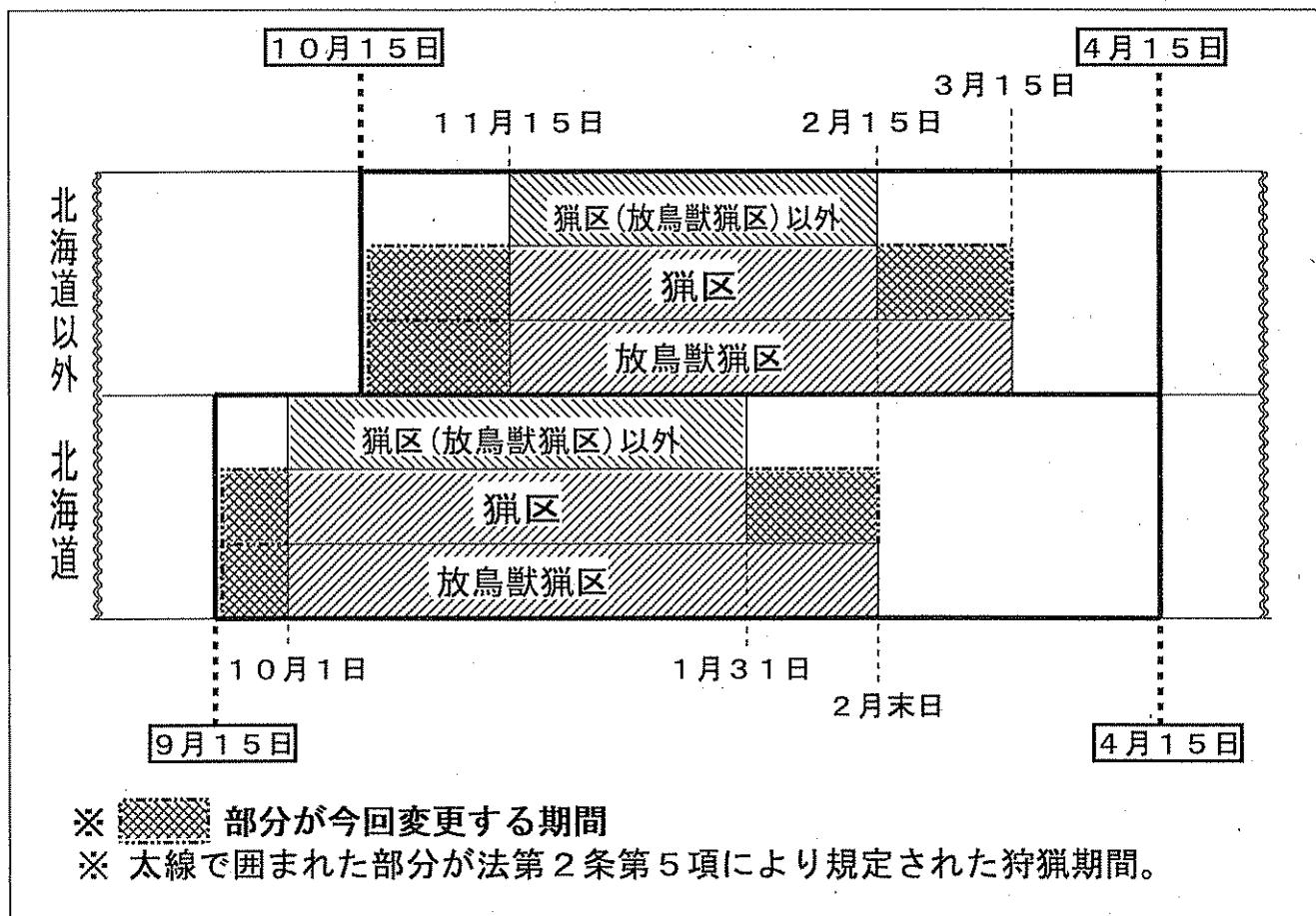
この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあっては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等をすることができる期間をいう。

第12条第2項

環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる。

2. 改正内容

次のとおり、獵区及び放鳥獣獵区における狩猟鳥獣を捕獲等をすることができる期間を変更する。



3. 期間を変更する理由

鳥獣保護管理の捕獲の担い手となる狩猟者の育成及び狩猟者の事故・違反防止の観点から、獵区を狩猟者の訓練、技術向上の場として位置付け、技能的に優れたガイドと一緒に狩猟を行うことなどにより、経験の浅い狩猟者の育成の場として獵区を活用するため。

【参考】

獵区について

1 獵区とは

獵区とは、管理された狩猟、秩序ある狩猟を行うため、放鳥獸等により積極的に狩猟・鳥獸の保護繁殖を図る一方、獵場の一部を区切って、その区域内で排他的に入獵者数、入獵日、捕獲対象鳥獸及び捕獲数の制限等を行う区域のことを行う。

獵区は、都道府県知事の認可を得て、10年以内の存続期間を定めて設定され、獵区管理規程に基づいて運営される。

(1) 獵区

対象種：狩猟鳥獸全種が捕獲対象

設定主体：国、地方公共団体、民間

狩猟期間：一般の狩猟鳥獸と同じ

11月15日～翌年2月15日（北海道以外）3ヶ月

10月 1日～翌年1月31日（北海道） 4ヶ月

(2) 放鳥獸獵区

対象種：放鳥獸のみが捕獲対象

設定主体：国、地方公共団体、民間

狩猟期間：一般の狩猟鳥獸と同じ

11月15日～翌年3月15日（北海道以外）4ヶ月

10月 1日～翌年2月 末日（北海道） 4ヶ月

2 獵区の設定状況（平成17年3月31日現在）

(1) 獵区（放鳥獸獵区を含む）

34獵区：14.3万ha（13県）

(2) 放鳥獸獵区

3獵区：0.2万ha（2県）

3 獵区管理規程

【鳥獸の保護及び狩猟の適正化に関する法律第68条第2項】

〔獵区管理規程〕

第四条 獵区管理規程には、次の事項を定めなければならない。

一 獵区の名称

二 区域

三 存続期間

四 専ら放鳥獸された狩猟鳥獸の捕獲を目的とする獵区にあつては、その旨及び放鳥獸する狩猟鳥獸の種類

五 その他政令で定める事項

【鳥獸の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令第2条】

一 獵区設定者の事務所の位置

二 入獵申し込みの手続

三 入獵承認の基準

四 入獵承認の通知方法

五 入獵承認料及びその納付の方法

六 入獵承認証に関する事項

七 入獵者の守るべき条件

八 その他獵区の維持管理に関する事項であつて環境省令で定めるもの